（地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条　地方運輸局組織規則の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号、第百二十七条第二項第九号及び第百五十三条第二項第九号中「、海洋汚染防止設備等」を「並びに海洋汚染防止設備等」に、「及び大気汚染防止検査対象設備」を「、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

別表第一（第五条関係）

改正法附則第二条第一項の国土交通大臣の行う相当検査	一一、八〇〇
船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした原油タンカーに係る改正法附則第二条第二項の相当証書の交付	一通につき四、二五〇
改正法附則第二条第二項の相当証書の再交付又は書換え	一通につき三、七〇〇

別表第二（第五条関係）

改正法附則第二条第一項の国土交通大臣の行う相当検査	一一、七〇〇
船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした原油タンカーに係る改正法附則第二条第二項の相当証書の交付	一通につき四、一〇〇
改正法附則第二条第二項の相当証書の再交付又は書換え	一通につき三、五〇〇

告示

○文部科学省告示第八十六号

ヒトＥＳ細胞の樹立及び分配に関する指針の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十日

文部科学大臣　川端　達夫

ヒトＥＳ細胞の樹立及び分配に関する指針の一部を改正する告示

ヒトＥＳ細胞の樹立及び分配に関する指針（平成二十一年文部科学省告示第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とする。

第十条第三項中「第一項、第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項第二号、第十四条第一項、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第三項、第三十条第二項及び第三項、第三十六条第二項及び第三項、第三十七条第三項、第四十四条第一項第六号並びに第五十三条第二項第二号及び第四項から第八項までの規定」を「この指針の規定（前項を除く。）」に改める。

第二十四条第三項第七号中「のあること」を「がある場合には、その旨」に改め、第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　ヒトＥＳ細胞から生殖細胞を作成する可能性がある場合には、その旨及び当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。

第五十二条第四号中「ヒトＥＳ細胞からの生殖細胞」を「ヒトＥＳ細胞から作成した生殖細胞を用いたヒト胚」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から実施する。

○文部科学省告示第八十七号

ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針（平成二十一年文部科学省告示第百五十七号）の全部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十日

文部科学大臣　川端　達夫

ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　使用の要件等（第五条―第七条）
第三章　使用の体制（第八条―第十一条）
第四章　使用の手続（第十二条―第十七条）
第五章　分化細胞の取扱い等（第十八条・第十九条）
第六章　雑則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この指針は、ヒトＥＳ細胞の樹立及び使用が、医学及び生物学の発展に大きく貢献する可能性がある一方で、人の生命の萌芽であるヒト胚を使用すること、ヒトＥＳ細胞が、ヒト胚を滅失して樹立されたものであり、また、すべての細胞に分化する可能性があること等の生命倫理上の問題を有することにかんがみ、ヒトＥＳ細胞の使用に当たり生命倫理上の観点から遵守すべき基本的な事項を定め、もってその適正な実施の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　胚　ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する胚をいう。

二　ヒト胚　ヒトの胚（ヒトとしての遺伝情報を有する胚を含む。）をいう。

三　ヒトＥＳ細胞　ヒト胚から採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であって、胚でないもののうち、多能性（内胚葉、中胚葉及び外胚葉の細胞に分化する性質をいう。）を有し、かつ、自己複製能力を維持しているもの又はそれに類する能力を有することが推定されるものをいう。

四　分化細胞　ヒトＥＳ細胞が分化することにより、その性質を有しなくなった細胞をいう。

五　生殖細胞　始原生殖細胞から精子又は卵子に至るまでの細胞をいう。

六　樹立　特定の性質を有する細胞を作成することをいう。

七　第一種樹立　法第二条第一項第六号に規定するヒト受精胚を用いてヒトＥＳ細胞を樹立すること（次号に掲げるものを除く。）をいう。

八　第二種樹立　法第二条第一項第十号に規定する人クローン胚を作成し、当該人クローン胚を用いてヒトＥＳ細胞を樹立することをいう。

九　樹立機関　ヒトＥＳ細胞を樹立する機関をいう。

十　分配機関　第三者に分配することを目的として分配をし、及び維持管理をする機関をいう。

十一　使用機関　ヒトＥＳ細胞を使用する機関をいう。

十二　使用計画　使用機関が行うヒトＥＳ細胞の使用に関する計画をいう。

十三　使用責任者　使用機関において、ヒトＥＳ細胞の使用を総括する立場にある者をいう。

（適用の範囲）

第三条　ヒトＥＳ細胞の使用（基礎的研究に係るものに限る。）は、この指針に定めるところにより適切に実施されるものとする。

（ヒトＥＳ細胞に対する配慮）

第四条　ヒトＥＳ細胞を取り扱う者は、ヒトＥＳ細胞が、人の生命の萌芽であるヒト胚を滅失させて樹立されたものであること及びすべての細胞に分化する可能性があることに配慮し、誠実かつ慎重にヒトＥＳ細胞の取扱いを行うものとする。

第二章　使用の要件等

（使用の要件）

第五条　第一種樹立により得られたヒトＥＳ細胞の使用は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一　次のいずれかに資する基礎的研究を目的としていること。

イ　ヒトの発生、分化及び再生機能の解明

ロ　新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発

二　ヒトＥＳ細胞を使用することが前号に定める研究において科学的合理性及び必要性を有すること。